

松江市公民館長会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、松江市公民館長会（以下館長会という）と称し、事務局を会長の指定するところに置く。

(組 織)

第2条 本会は、松江市の公民館の長をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、会員の資質を高めるとともに、相互に緊密な連絡協調を保ち公民館活動の充実向上をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、公民館の管理運営に関すること
- 二、会員相互の研修並びに親睦・交流に関すること
- 三、他団体との連絡提携に関すること
- 四、その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

| | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 監 事 | 2 名 |
| 事務局長 | 1 名 |
| 幹 事 | 若干名 |

2、会長、副会長、監事は、会員のうちから選出し総会の承認を得る。

3、事務局長及び幹事は、会長が会員のうちから委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2、副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはこれに代わる。

3、監事は、会計を監査する。

4、事務局長は、会長の命を受け会務を掌理する。

5、幹事は、会務を分掌する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任をさまたげない。

2、役員が欠けた場合の補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 本会に、顧問を置くことができる。

2、顧問は、館長会の同意を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(館長会)

第9条 館長会は、会員をもって構成し、毎月一回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

(総会)

第10条 年度初めの館長会をもって総会と称する。

2、総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 一、役員の承認
- 二、会務（事業・決算）の報告承認
- 三、事業計画及び予算の議決
- 四、規約の改廃
- 五、その他重要な事項

(特別委員会)

第11条 本会に、必要に応じ特別委員会を設置することができる。

(招集・主宰・成立)

第12条 会議は、すべて会長が招集し会議を主宰する。

2、会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第4章 会 計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 雑 則

(その他)

第15条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成19年4月24日から施行する。